時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千八百九十號
明治廿四年一月五日　(辛、卯)　月曜日
舊曆庚寅十一月廿五日
日出午前六時五十三分　日入午後四時四十分
月出午前零時五十八分　月入午後零時二十六分
滿潮午前　午後零時零分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金六十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上七日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付

時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便なれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

政府の歲計

政府より國會に提出したる豫算案は客冬豫算委員會に於て全く調査を終り八千萬圓の總額中凡そ一千萬圓を減ずる事に議決したりと云ふ今の政府の經費中には所謂冗費の減ず可きもの少なからずと雖も二十餘年來の事情因縁は一朝にして絕つ能はざるものあるが故に斯る非常の節減は遂に行ふ可らずと云々の次第は前日の紙上に述べたる所なれども更に事實に據りて詳論せんに慶應三年の末即ち維新の當初より昨明治二十三年度に至る迄二十三年間の歲計は左の如し(統計年鑑に據る)

年次		歲出(圓)
第一期	自慶應三年十二月 至明治元年十二月	三〇、五〇五、〇八五
第二期	自明治二年正月 至同　二年九月	二〇、七八五、八三九
第三期	自同　二年十月 至同　三年九月	二〇、一〇七、六七二
第四期	自同　三年十月 至同　四年九月	一九、二三五、一五八
第五期	自同　四年十月 至同　五年十二月	五七、七三〇、〇二四
第六期	自同　六年一月 至同　六年十二月	六二、六七八、六〇〇
第七期	自同　七年一月 至同　七年十二月	八二、二六九、五二八
第八期	自同　八年一月 至同　八年六月	六六、一三四、七七二
明治八年度		六九、二〇三、二四二
同　九年度		五九、三〇八、九五六
同　十年度		四八、四二八、三二四
同　十一年度		六〇、九四一、三三五
同　十二年度		六〇、三一七、五七八
同　十三年度		六三、一四〇、八九六
同　十四年度		七一、四六〇、三二〇
同　十五年度		七三、四八〇、六六七
同　十六年度		八三、一〇六、八五九
同　十七年度		七六、六六三、一〇八
同　十八年度		六一、一一五、三一三
同　十九年度		八二、六一七、九八八
同　二十年度		七九、六八七、五一五
同二十一年度		八一、〇八九、〇一三
同二十二年度		七六、五九六、三一三
同二十三年度		八四、五七九、四四三

右の表に據りて案ずるに第一期より三四年の間は政府草創の際にして財政の規模も未だ定まらざるものとして姑く擱き夫より以後明治十三年の頃に至るまで凡そ十年の間は歲出の額平均六千萬圓內外なりしに(第七期即ち明治七年度の歲出は右十年間の平均額中特に出色の觀を呈し八千二百萬餘圓に達したるは同年には臺灣征討の事ありて出費の多かりしに由るものならん)十三年度を界として十四年度よりは遽に七千萬圓と爲り十六年度には八千萬圓と爲り爾來常に七八千萬圓の間を昇降して(十八年度の六千百餘萬圓は會計年度の改正に依り同年の七月より十九年三月に至るまでの計算なりと知る可し)二十三年度に至りては遂に八千四百萬圓の多額に達したるの事實を見る可し抑も政府の歲計は從來六千萬圓內外なりしものが十四年度より遽に增して七千萬圓以上と爲りたるは如何なる次第なりやと云ふに世人の知る如く明治の初年以來政府發行の紙幣は少なからざりしが十年に至り西南の兵亂の爲め一時の急を充したるを重なる原因として銀貨と紙幣との間に價格の差を生じ年を逐ふて其差次第に甚しく十四年に入りては一圓に付き七十二錢餘の懸隔を見たる事さへある程の始末にして政府の歲入は六千萬圓と云ふと雖も其實は非常に節減せられたると同樣なれば十四年以來の增額は即ち時の銀紙の差を歲計上の數に現はしたるものにて當時に於ては止むを得ざるの事情ありと云はざるを得ず然り而して紙幣を濫發して經濟社會の病を惹起したるものは政府の當局者なるが故に其回復の善後策も亦當局者の責任に外ならずと雖も其病は一時特發の症に非ずして數年來不養生に不養生を重ねて益々之を激せしめ既に膏肓に入りて大患に陷りたるものなれば其治療の方法は喩へば猶ほ寒氣に倒れたる者を活すに直に暖を與へずして先づ氷を以て身體を摩擦するが如く又饑えて死に瀕したる者には湯もしくはソップ等の輕き飮料を先にして食物を後にするが如く徐々に手を下して徐々に步を進め始めて治效を見る可きものなるに然るに我財政當局者の方案は此に出でずして明治十四年今の松方大臣が財政の局に當りし以來政府は一圖に紙幣減縮の政略に熱して他に顧みる所なく着々紙幣を減却し日本銀行を設け兌換券を發行する等もつぱら此一事にのみ銳意したる其效は空しからず明治十九年より同二十年の頃には遂に銀紙の平均を見るに至り政府の目的は全く達したるが如くなれども前記の如き患者の容體に斯る急激の治療は必ず非常の害あるを免る可らず二十年五月の頃東京府下の紳商等が鹿鳴館に大藏大臣を招きて所謂頌德の表を贈り春風駘蕩百花嬋娟の春を俟つが如く商業世界に滿目の春光を呈すること蓋し遠きにあらざる可しとて只管大臣の功德を賞讃したる其前後は經濟社會の光景恰も時ならぬ嚴寒を感じたると同樣、貸したるものは返らず買ひたるものは價を失ひ全國到る處に破產身代限り續々跡を接して慘狀の最も甚しきを見る可し即ち治方の宜しきを得ざるが爲めにして畢竟財政當局者の失策なりと云はざるを得ず然りと雖も其失措は既往の事にして咎むるも益なしとして既に紙幣の下落を回復して其目的を達したる上は十四年來增加したる政府の歲入は漸次之を減少して以前の平均に復し以て人民の負擔を輕からしむるこそ政府の義務にして當局者の處置は是非とも此に出でざる可らざるに大藏大臣は外に向て回復の策を斷行したるの勇に似ず內部の事には却て眼の屆かざりし事情もありと見え更に此邊の注意もなきのみならず其後年を逐ふて益々歲入の多きを見るに至りたるは今更ら云ふて甲斐なきことなれども返すがへすも遺憾の次第にして我輩が當局者の爲めに惜む所なり斯る事の次第あるが故に今日國會に於て節減の說あるは誠に無理ならぬ申分にして我輩に於ても異論なき所なれども經濟社會の關係は至極微妙のものにして財政上急激の變動は其方向は何れにしても一時の混雜を免る可らず左れば今の八千萬圓の政費中より突然非常の減額を見ることもあらんか政府部內の都合は兎も角も間接に全國の商工業に波及する所の影響は容易ならずして其結果は取も直さず財政當局者の往時の失策を今日に再演するに異ならざるものあらんなれば今の財政の事を議する人々も深く其覆轍を鑑みて一時の激變を避け今年今日の現狀を以て明治十四年に時の當局者が急激の回復策を施したる其後を直に引受けたるものと覺悟し然かも其尤に倣はずして廣く全國經濟上の利害に着目し今年明年明々年と次第に年を逐ふて漸次に節減の實を擧るを以て至當の善後策なる可しと我輩の敢て信ずる所なり

官報

○遞信省告示第一號
本月十日ノ夜ヨリ北海道渡嶋國松前郡福山燈臺白色燈明ノ明弧ヲ北六十一度西ヨリ北三十七度東マテ二百六十二度間ニ變更ス
明治廿四年一月四日
遞信大臣伯爵後藤象二郎

○行政裁判所判決　町村會議員選擧取消請求の件に對し去月二十六日行政裁判所に於て左の如く判決せり

裁判宣告書

千葉縣印旛郡福富村平民
原告　押尾忠治
外三十一名
代人　同縣千葉郡千葉町千百十八番地平民代言人　新庄克已
被告　同縣印旛郡富村村會議長　檜垣秉三郎
代言人　東京府東京市日本橋區西河岸十七番地平民　岡山兼吉

右原告押尾忠治外三十一名より被告福富村村會に對する違法の選擧取消請求の件審理を遂ぐ
原告陳述の要旨は町村委員及名譽職村長は町村制第六十五條第二項同制第五十三條第一項に從ひ其町村公民にあらざれば之を選擧するを得ざるものなるに被告福富村會は公民權なき同村檜垣秉三郎を常設學務委員及村長に選擧せしは違法の處分にして秉三郎は明治二十二年六月檜垣家を相續せしも未だ村費の負擔を分任せざると相續後二箇年を過ぎざるとを以て町村制第七條の公民たるに必要なる條件を具備せざるものなり然るに福富村會は其二箇年の制限を村會に於て特免したりと云ふも當時之を爲すべきものなきは千葉縣印旛郡長生南相馬郡長武藤宗彬の裁決書說明中に明かにして不當の選擧なるに依り其選擧の取消を請求すと云ふに在り
被告答辯の要旨は原告に於て檜垣秉三郎の選擧は不當選擧なるを以て其取消を請求すと云ふは取も直さず町村長及常設學務委員選擧の

雜報

○正誤　左の如
は是正す
貴社發兌去る三
陸鐵道實測及其
共事實に相違し
如き毫も無之
傭聘し實地測量
速に正誤相成度
二十四年一月
時事新
場中靜齋　信
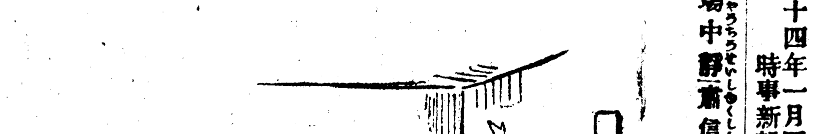
世の人の信心